

8-2	VII
9	10

新聞發表

昭和21年8月27日 午2時11分

民主的文化日本建設の要諦に照應して、社會教育全校の創期的擴充を圖るため、今般、別紙要項によつて都道府縣社會教育所管縣長並に専務官等議會を組織して、社會教育の振興擴充に關する具體的方策につき協議研究することとなつた。

444

發社一四八號

昭和二十一年八月九日

文部省社會教育局長

各地方長官殿

都道府縣社會教育所管課長位に事務官協議會開催に關する件

標記の協議會を別紙要項によつて開催いたしますから、社會教育所管課長位に事務官を出席させるやう、御節意願ひたい。

追て出席者の官職氏名、主要質問事項を八月二十日までに本省に到達するやう、報告せられたい。

北海道府廳社會教育所管課長位に事務官協議會開催要項

一、趣 旨

社會教育の充實發展を期し、中央と地方及び各地方相互間の連絡協力を一層緊密にするため、社會教育全般に亙る諸事項につき、協議懇談するものとする。

二、期日及會場

(一) 期日

昭和二十一年八月二十九日(木)、三十日(金)の兩日

(二) 會場

文部省四等會議室

三、協議懇談事項

(一) 指示事項

1. 新憲法精神の普及徹底に關する件
2. 公民館の設置運営に關する件
3. 婦人教育に關する件
4. 青少年教育に關する件
5. 産業講座に關する件
6. 學校擴張時に兩級教育に關する件

7. 社會教育關係團體に關する件
8. 美術的刀剣の取扱に關する件
9. 重要美術品無鑑査に關する件
10. 史蹟名勝天然紀念物の保存に關する件
11. 史蹟名勝天然紀念物の現状變更に關して事前に本省へ打合せ方の件
12. 學校に於ける視覚教育施設調査に關する件
13. 社會教育所管課人の取扱に關する件

(二) 協議懇談事項

1. 新憲法精神の普及徹底策に關する件
2. 公民館の設置運営の促進策に關する件
3. 社會教育調査連絡員に關する件
4. 其他社會教育全般の振興に關する具體的方策に關する件

四、講 義

「新憲法に就て」

東京帝國大學教授

宮澤俊義

五日 退

日	時	
八月二十九日(木)	8,00	受大臣
	8,30	付挨拶
八月三十日(金)	8,00	指示事項 (質疑應答)
		協議懇談事項
	12,00	休息
	13,00	休息
		講義 「新憲法について」
	16,00	協議懇談事項
	17,00	